

第13回 門真市幼児教育振興検討委員会 議事録

『門真市における今後の幼児教育のあり方』について、門真市幼児教育振興検討委員会にご審議をいただいております。

第13回の委員会での議事の要点は、次のとおりです。

開催日時：平成21年1月15日（木）午後3時～5時

会場：門真市民プラザ4階 教育センター会議室A

出席委員数：11名／12名

議事

1. 開催要件の確認、第12回議事録及び門真市幼児教育振興検討委員会答申の配布
事務局：半数以上の出席により、会議が成立したことを確認

2. 会議の公開・非公開の決定

議長：今回は、答申の最終確認を行った後、門真市教育委員会教育委員長に答申を私の方から手渡すこととなります。その後、この答申は市民に向けて公開されるという流れになるかと思えます。

したがって、それまでは、これまでと同様に非公開とした方が良いと思われませんが、いかがですか。

委員：異議なし。

議長：それでは、非公開ということで事務局よろしくお願いします。本日傍聴の方がおられましたら、非公開になったということをお伝えください。

事務局：本日、傍聴者の方はおられません。

議長：議事録については、第8回から第12回までは、答申後ホームページや情報公開コーナーで公開してください。また、今回の議事録につきましても速やかに作成し、委員長決裁の後に公開するという形をお願いします。

事務局：わかりました。

さて、第12回委員会の議事録についてでございますが、委員の皆様方の封筒に入れております。また、第8回から11回までの議事録につきましても一緒に綴じてありますので、本日お持ち帰りください。

なお、今回の議事録につきましては、早川委員長の決裁をいただいた後、委員の皆様方に郵送させていただきますので、ご了承ください。

3. 第12回幼児教育振興検討委員会の議事録に目を通していただく。（8分程度）

4. 今回の内容の提案および資料説明

事務局：今回の委員会は最終回となります。前回にご了承いただいた答申も封筒に入れてありますので、議長、最終の確認をお願いいたします。

5. 審議

議長：前回、いくつかご指摘をいただいて、その訂正をもって「答申案」の「案」という字を取るところまでご確認いただいたわけですが、今日は最終の「答申」を確認し、教育委員長にお渡しするという事で最後の締めくくりになります。これまでの議論の経過をふまえて、幼稚園と保育所を注意しながら並べて書いていたにもかかわらず、答申の7ページの下から2行目・4行目のところが幼稚園の方だけになっておりましたので、「幼稚園・保育所」という形にそろえるようご指摘受けた部分は訂正をしております。

もう一つ、「基本的なスタイル」という文言についてもご議論いただいたわけですが、最終的にはこの方向でいくということで答申案の文章をそのまま生かしております。

また、答申には、最後の方に委員の皆様方の名簿を添付しております。それぞれご自分の名前・所属等をご確認ください。

いちばん最後に、これまでこの委員会で事務局に準備していただいた資料の一覧を1から28までつけております。

このような内容で、当検討委員会の答申とするということをここで確認をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

全委員：これで結構でございます。

議長：ありがとうございます。ただ今「答申」を確認しましたので、事務局よろしくお願ひします。

事務局：ありがとうございました。この答申をもって『門真市幼児教育振興検討委員会答申』として正式に決定させていただきます。

以上をもちまして、平成19年8月30日付けで諮問を受けて、1年半の長きにわたって、審議を重ねていただきました門真市幼児教育振興検討委員会も終了となります。ありがとうございました。

6. 挨拶・答申手交

事務局：それでは早川委員長、ご挨拶をお願いします。

委員長：1年半、一緒に門真の幼児教育のあり方について議論をしてまいりました。この委員会では、公立の保育所・幼稚園といったそれぞれ行政区分、あるいは運営形態の違う4者、そして、市民の代表の方々が集まって、本市の幼児教育のあり方について共通認識を得るべく随分厳しい議論を行ってまいりました。このこと自体が答申の中に盛り込まれたことを実践したことになっていると思っています。

また、厳しい意見そのものは本市の幼児教育の充実を願うということと、本市の子ども達の豊かな育ちを願ってのことであります。その折、多々ご無礼があったかと思いますが、お許しを願ひたいと思います。

また、こうしてまとまった形の答申になり得たのは、委員の皆様方一人ひとりから積極的に貴重なご意見をいただいたことの賜であらうと思っております。委員の皆様方に、心よりお礼を申し上げます。

そして、この間、事務局にはいろいろと無理な注文をしたにもかかわらず、そ

れらについてご配慮・ご準備をいただきましたことに対して、厚くお礼を申し上げます。

また、当検討委員会の委員長としての1年半、私自身いろいろ勉強させていただくことができました。本当にありがとうございました。

事務局：早川委員長、ありがとうございました。続きまして堀井副委員長にご挨拶をいただきたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。

副委員長：委員の皆様方、本当に長い間ご苦勞様でした。私自身この検討委員会にかかわって大変勉強になりました。委員長もおっしゃっていましたが、公立と民間の幼稚園・保育所が一堂に会して議論すること自体、非常に貴重なことであったと思います。

今回、答申が出て、その後に具体的な施策が出てくるかと思いますが、それを実際に実のあるものにしていくのは現場だと思います。現場がそれぞれもっている特性を生かして交流を深め、門真の子どもたちの育ち（0歳から義務教育終了まで）に見通しをもって、それぞれ実践の取組を進めていただければと思います。本当に皆様、ありがとうございました。

事務局：ありがとうございました。

それでは事務局を代表いたしまして、下浦教育長よりお礼のご挨拶を申し上げます。

教育長：担当させていただきました事務局を代表しましてお礼を申し上げます。1年半にわたって貴重な審議を続けていただきまして、本当にありがとうございました。

今、委員長のお言葉を聞かせていただき、この間、門真の子どもたちの幼児教育の教育内容にかかわって厳しいご討議をいただいたこと、また各方面の皆様方お集まりの中で審議をいただいたことなどを振り返りますと本当に熱いものが胸にこみ上げてまいります。事務局としましては、ぜひともこの審議内容を生かす幼児教育の推進に努めてまいりたいと思います。また、キーワードであった「連携」につきましても深めていきたいと考えております。

今、大阪・門真の子ども達の学力は非常に注目されておりまして、門真におきましても諸施策を実施していかなければならないと思っているところでございます。そのためにも、幼児教育の充実は本当に貴重なことであると考えております。この『答申』を真摯に受け止めながら、実現に向けて事務局もがんばってまいります。

最後になりましたが、委員長・副委員長をはじめ委員の皆様方に対しまして厚くお礼を申し上げます。ありがとうございました。

事務局：それでは、教育委員長に早川委員長より『答申』をお渡しいただきます。

早川委員長、よろしくお願い致します

————— 早川委員長より教育委員長へ答申を手交 —————

事務局：最後に長澤教育委員長より、皆様方にご挨拶を申し上げます。

教育委員長：ただ今、『答申』をお受けし、一言皆様にお礼を申し上げます。

一昨年の8月に「本市の幼児教育のあり方について」ということで、4つの観点からご討議をお願いしてまいりました。委員長・副委員長並びに皆様方におかれましては、公私何かとご多用の中、またおよそ1年半の長きにわたり慎重かつ精力的にご審議をいただきました。そして本日、貴重な提言を含めた『答申』をいただいたわけでございます。今後、市長部局並びに関係機関との連携を密にするなかで、『答申』の趣旨に沿いました施策を講じてまいる所存でございます。

結びになります。今後とも本市の幼児教育振興のためにお力添えを心からお願い申し上げまして、お礼の言葉とさせていただきます。本当にありがとうございました。

事務局：以上をもちまして、門真市幼児教育振興検討委員会を終了させていただきます。委員の皆様方、長期間にわたってのご審議、本当にありがとうございました。

「門真市における幼児教育の 今後のあり方について」

答申

平成21年1月

門真市幼児教育振興検討委員会

目 次

諮問	P 1
答申	
I. はじめに	P 2
II. 門真市における幼児教育の現状と課題	P 2
III. 門真市の幼児教育の方向性	
1. 『連携』を大切にしたい取組の充実	
(1) 生活の連続性・学びの連続性	P 3
(2) 幼稚園・保育所の連携と行政組織の再編	P 4
(3) 私立と公立の連携	P 5
2. 新しい教育内容の創造	P 5
3. 豊かな教育環境の保障	P 6
IV. 方向性をもとにした今後の具体的施策	
1. 『連携』をキーワードとした取組の充実	
(1) 幼稚園と保育所、私立と公立の連携	P 7
(2) 幼稚園・保育所と小学校の連携	P 7
(3) 地域・家庭との連携	P 7
(4) 教育と福祉の連携	P 8
2. 新しい教育内容の創造	
(1) 人とのかかわりを大切にしたい教育内容	P 8
(2) 共生の視点を大切にしたい教育内容	P 8
(3) 幼稚園・保育所共通のカリキュラムの編成	P 9
(4) 公立幼稚園における時間外教育	P 9
3. 豊かな教育環境の保障	
(1) 人的・自然的環境を大切にしたい教育環境づくり	P 10
(2) 子育て支援の充実	P 10
(3) 公立幼稚園の再構築	P 10
V. 終わりに	P 11
委員名簿	
委員会規則	
資料一覧	

平成19年8月30日

門真市幼児教育振興検討委員会
委員長 様

門真市教育委員会
教育委員長 岸本 典之

本市における幼児教育の今後のあり方について（諮問）

今、就学前教育の重要性が指摘されている。国においては、中央教育審議会幼稚園教育専門部会で、幼稚園教育の方向性等が議論されている。

幼児教育は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う上できわめて重要であり、本市におきましても幼児教育の現状と課題を見定め、今後の方向性を明確にし、取組を進めることが求められている。

このことについて門真市幼児教育振興検討委員会規則第2条に基づき、下記の件について、貴委員会の意見を求めます。

記

- 1 幼児教育のあり方について
- 2 公立幼稚園の適正配置について
- 3 幼・保の連携について
- 4 その他の諸課題について

門真市幼児教育振興検討委員会 答申

I. はじめに

平成19年8月30日、門真市幼児教育振興検討委員会は、門真市教育委員会教育委員長より、「本市における幼児教育の今後のあり方」について諮問を受けました。

この諮問内容について、当検討委員会は、次の3点を柱に審議を重ねてまいりました。

1. 本市における幼児教育の現状を把握し、課題を明らかにする。
2. 本市における今後の幼児教育の方向性を探る。
3. 方向性をもとに今後の具体的施策を考える。

そして、合計13回にわたり慎重な審議を重ねる中で、「連携を大切にした取組の充実」「新しい教育内容の創造」「豊かな教育環境の保障」等、幼児教育における今日的課題について各委員より様々な意見を頂き、ここに提言として答申する運びとなりました。

II. 門真市における幼児教育の現状と課題

門真市の公立幼稚園は、人口急増期の昭和43年に門真幼稚園が設立され、昭和52年の大和田幼稚園まで8園が設立されました。

公立幼稚園における園児数は、昭和52年の1,117人をピークに以降は減少を続け、昭和59年には338人となりました。この幼児数の減少を受け、昭和58年に「門真市幼児教育振興検討委員会」を発足し、「門真市における公立幼稚園の今後のあり方」について検討を行いました。翌年、検討委員会より幼稚園再編や2年保育等に関する内容の答申を受け、昭和63年に門真・沖・古川橋・二島幼稚園を廃止し、現在の4園となりました。また、その年から2年保育を開始し、その後20年間、現在の4園で幼稚園教育を推進してきました。一方、門真市に設立されている私立幼稚園は、現在8園あり、幼児教育の振興に対して、深い理解と認識でもって貢献してこられました。今日まで公私立幼稚園が共にその重要性に立って、市民の要望に応えながら経過してきました。

公立幼稚園4園の最近5年間の園児数の推移ですが、平成16年が356人、17年が305人、18年が275人、19年が285人、20年が277人となっており、その定員充足率は60%を割りそうな状況となっています。また、私立幼稚園については定員充足率が70%を切っている状況です。

また、門真市には公立7カ所、私立9カ所の保育所があり、平成20年4月1日現在、0歳から5歳までの幼児が公立に728人、私立に1,220人在籍しています。ほとんどの保育所の定員充足率は、100%を超えており、待機児童はいない状況です。

保育所も幼稚園と同様に、門真市の幼児教育推進の一翼を担っております。

次に、門真市の幼児教育に関する課題として、以下のことが挙げられます。

まず、門真市における0歳から5歳までの幼児数の推移を見ますと、平成10年の幼児数は8,970人、平成20年は6,589人となっており、26.5%減少しています。この少子化は今後もいっそう進むことが予想されます。

本市の公立幼稚園の就園率の低下は、まさに少子化のあおりを受けていることは否めません。今後、このような状況を踏まえ、さらに充実した幼稚園教育がなされるための公立幼稚園のあり方について検討しなければならないと考えます。また、門真市の厳しい財政状況のもと、効率的な公立幼稚園運営のあり方についても検討していかなければならないと考えます。

次に、幼稚園と保育所の連携についてですが、制度の異なる施設であることから、進んでいるとは言えない状況です。しかしながら、保護者の多様なニーズ、多様な就労形態、生活様式があることから、幼稚園と保育所はそのような時代の動きを取り入れていくことが求められています。どのような形で連携することが望ましいのか、検討していかねばなりません。また、幼児教育が小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることの重要性が指摘されている今日、門真市においても学びの連続性を確保することや家庭や地域との連携のあり方を考え、生活の連続性を確保していくことが求められます。

門真市の幼稚園では、未就園児の保育体験や園庭・園舎の開放、子育て相談や情報の提供等、さまざまな子育て支援を実施しています。しかし、近年、社会の急激な変化の中で、保護者の子育てに関する悩みや不安が増大しており、子育て支援の取組をさらに充実させるための方策を考えることが求められます。また、門真市には4・5歳児であっても幼稚園にも保育所にも就園していない在宅児がいます。この子ども達や保護者への支援のあり方を考えることも重要な課題です。

以上のような現状と課題を踏まえ、平成21年度から新しい幼稚園教育要領が実施されることに伴い、新たな教育内容の創造と豊かな教育環境の保障を進めていく必要があると考えます。

Ⅲ. 門真市の幼児教育の方向性

1. 『連携』を大切にした取組の充実

(1) 生活の連続性・学びの連続性

幼児期における教育は、心情・意欲・態度・基本的生活習慣等、生涯にわたる人間形成の基礎を培うために極めて重要です。その幼児期の教育を支えるのは、家庭、地域社会、幼稚園・保育所の三者であり、その連携は欠かせないものです。家庭、地域社会、幼稚園・保育所が連携することにより、幼児の日々の生活の連続性及び発達や学びの連続性を確保し、その成果を円滑に小学校に引き継ぐために幼児教育の充実を図ることが重要であるという認識のもと、慎重に審議を重ねてきました。

まず、生活の連続性の確保のためには、幼稚園・保育所と家庭の連携が重要です。家庭において、親が子どもをありのままに受け入れ、愛情を注ぎ、豊かな親子関係を築くことが、子ども達に人との信頼関係を育む基盤となります。幼稚園・保育所においては、家庭で育まれた信頼関係を基盤にして、幼児の人間関係を作り、社会性の伸長を図ることが大切です。家庭には独自の教育方針があり、幼稚園・保育所にも独自の教育課題があります。両者がお互いの役割分担を認識して、尊重しながら連携していくことが子どもの豊かな育ちにつながります。

次に、学びの連続性の確保のためには、幼稚園・保育所と小学校の連携が重要です。門真市におけるその連携の状況を見た場合、①情報の提供・収集 ②幼児と児童のつながりの重視 ③小1プロブレムという課題をとおしての交流といった3つのパターンに分けられると考えられます。ただし、その取組は各校園任せになっており、内容や頻度には差が見られました。今後、幼稚園・保育所における幼児教育とそれ以降の義務教育での育ちをつなぐという視点を持って、門真市全体として基本的に同じスタイルの幼保小連携を考えていかなければなりません。

地域との連携については、当検討委員会において公立幼稚園、私立幼稚園、公立保育所から、地域の高齢者施設との交流、自治会・老人会との交流、地域の農家との連携をもとにした体験活動等の内容が報告されました。これらの報告をもとに審議する中で、地域の力をもらおうと同時に地域の人達への支えになっていけるということが子ども達の自尊感情を育てることにつながるということ、子どもと地域の交流を介して、親が地域の中で生きていくことの意義を学ぶこと、そして、これらのことが親の子育て力の育成にもつながっていくことなどが地域連携の成果として明らかになりました。

ただし、地域とは初めから存在するものではないと言えます。幼稚園・保育所から積極的にアプローチしながら「地域を作っていく」という視点と姿勢を持つことが必要です。そのうえで、「地域との連携は双方向のものであり、互惠性がなくては継続的な取組とはなり得ない」ということを念頭におきながら取り組むことが重要です。

(2) 幼稚園・保育所の連携と行政組織の再編

幼稚園教育要領・保育所保育指針の改定の内容が告示されました。そこには、就学前の幼児の豊かな育ちに当たっては、幼稚園・保育所は今までのように施設内での教育・保育にとどまらず、家庭・地域と三者が一体となって子育てに取り組む必要があるということ、幼稚園・保育所は地域の幼児教育センター的な機能を果たすべきであること等が盛り込まれています。

門真市においても幼稚園と保育所は、今後、家庭・地域社会との三者による総合的な幼児教育を推進することや生活の連続性、発達や学びの連続性を重視するという方向性を共有することが大切です。

その際には、行政組織の再編についても考慮していく必要があると考えます。

(3) 私立と公立の連携

私立の幼稚園・保育所、公立の幼稚園・保育所ともども、門真市における幼児教育の推進という重責を担っています。しかし、両者の連携の状況を見ると、必ずしも十分であるとは言えません。今後、私立・公立の枠を超えて連携を取りながら、幼児教育を推進していく必要があります。

2. 新しい教育内容の創造

新しい幼稚園教育要領の「健康」の領域では、「先生や友達と食べることを楽しむ」が新たに加わっています。これは食育基本法に基づき、望ましい食生活の形成をねらいとしています。

「人間関係」の領域を見ると、「いろいろな遊びを楽しみながら物事をやり遂げようとする気持ちをもつ。」「友達と楽しく活動する中で、共通の目的を見だし、工夫したり、協力したりなどする。」と書かれてあります。「内容の取扱」では、「特に、集団の生活の中で、幼児が自己を発揮し、自信をもって行動できるようにすること。」や「幼児が互いにかかわりを深め、協同して遊ぶようになるため、自ら行動する力を育てるようにするとともに、他の幼児と試行錯誤しながら活動を展開する楽しさや共通の目的が実現する喜びを味わうことができるようにすること。」という文言が出ています。

そこには、現行の幼稚園教育要領が子どもの主体的な学びということを提案していることに対して、新しい幼稚園教育要領では社会性、集団での育ちなどを付け加えていこうという方向性が示されています。ここに「主体」あるいは「自己」ということに対して、「集団」あるいは「社会性」ということを取り上げてバランスをとるべきであるという考え方が見られます。

また、高齢者をはじめ地域の人々との連携、子ども達と地域との交流に加えて、家族の愛情ということも教育基本法の改定にかかわって盛り込まれました。

「言葉」の領域では、「相手の話す言葉をしっかりと聞く」ということが重視されています。

「特に留意する事項」では、特別支援教育の導入に伴い、障がいのある幼児の指導に当たっては、集団の中で生活することをとおして、全体的な発達を促していくことに配慮し、特別支援学校の助言または援助を活用しつつ、教育内容や指導計画を工夫することが明記されました。

そして、「幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続のため、幼児と児童の交流の機会を設けたり、教師の意見交換や合同の研究の機会を設けたりするなど、連携を図るようにすること。」と、子どもの場合の交流と大人の場合の連携とを言葉を使い分けて書かれています。

これらと同様の内容が書かれた新しい保育所保育指針には、保育所において従来の養護機能と教育機能との区別を明確にしたうえで、養護と教育の一体的な指導を進めるという視点と保育所における教育機能の重視が盛り込まれています。このこ

とにより、幼稚園教育と保育所保育のつながりが極めて大きくなると言えます。したがって、両者のつながりを基盤とした教育内容の創造が求められます。

また、今回の改定で「教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動」（時間外教育）について明記されました。その留意事項には、「地域の実態や保護者の要請により、教育課程に係る教育時間の終了後等に希望する者を対象に行う教育活動については、幼児の心身の負担に配慮すること。」とあります。門真市の公立幼稚園においても、保護者のニーズを丁寧に聞き取りながら、時間外教育のあり方を考え、取り入れていく方向が望まれます。

3. 豊かな教育環境の保障

幼児の豊かな育ちに資するためには、よりよい教育環境の創造に努めなければなりません。

まず、同年齢の友達と活動するだけでなく、異年齢の子ども達とも共に活動する喜びや楽しさを味わうことができるような環境作りが必要です。子ども達は友達とのかかわりを深めることをとおして、友達の良さに気づき、思いやりの気持ちが育ち、人とかかわる力が培われます。そして、障がいのある子ども達や、門真市に多数住んでいる外国にルーツを持つ子ども達とも一緒に過ごすことにより、いろいろな立場の子ども達と共に生きることの大切さや素晴らしさを学んでいきます。このことは、障がいのある子ども達、あるいは外国にルーツを持つ子ども達のためだけでなく、共に育っていく門真市のすべての子ども達にとって大きな意味を持つものです。

また、地域の人達との交流環境も子どもの豊かな育ちには欠かせないものです。高齢者をはじめ、地域の人々など自分の生活に関係の深いいろいろな人に親しみを持ち、人とかかわることの楽しさや人の役に立つ喜びを味わうことができるようにすることが子どもの自尊感情を育てることにつながります。

次に、自然環境の充実も豊かな教育環境を保障するために欠かせないものです。子ども達の心が安らぎ、豊かな感情、好奇心、思考力、表現力の基礎が培われるように自然環境に触れる体験活動等を計画的、積極的に取り入れていく必要があると考えます。

さらに、豊かな教育環境の保障のためには、子育て支援の充実も求められます。核家族化が進み、地域のつながりが希薄化していると言われる中で、保護者の子育てに関する悩みや不安が増大しています。その悩みや不安を相談できず、孤立している保護者も少なくないと考えられます。そこに児童虐待の芽があるという可能性も忘れてはなりません。今回の幼稚園教育要領の改定により、子育て支援は幼稚園教師の重要な業務であることが明確になりました。今後、門真市の幼稚園においても、地域の実態や保護者のニーズを見すえながら、子育て支援にいっそう力を入れて、門真市の子ども達の健やかな成長に資するよう努める必要があります。

ただし、子育て支援については、在園児の家庭・保護者に対する子育て支援と未

就園児の家庭・保護者に対する子育て支援とに分けて、そのあり方を考えて実践していくという視点を持つことが大切です。また、教育内容についても、いろいろな立場の子どもたちが共に過ごし、共に育ち合えるという人権教育の観点を大切にしながら創造していく必要があります。

とりわけ、公立幼稚園は、門真市における幼児教育のセンターとしての役割を果たし、幼児教育のモデルとなり得るような教育を提供していくことや、その実践を全市的に発信していくことが求められています。今までの公立幼稚園のあり方を検証して、公立幼稚園を再構築していくという視点を持つことが必要不可欠です。

IV. 方向性をもとにした今後の具体的施策

1. 『連携』をキーワードとした取組の充実

(1) 幼稚園と保育所、私立と公立の連携

私立・公立、幼稚園・保育所にかかわらず基本的に同じスタイルの子育てを受けて、義務教育の場である小学校につなげていくことが、門真市全体の幼児教育を振興していくうえで非常に重要なことであると考えます。そのためには、それぞれの空間・時間で子どもの何を育てるのかということについて考え、ていねいに「共通のカリキュラム」を目指していかなければなりません。

また、お互いの教育内容を知るために合同での実践交流会や研修を実施することも必要です。そして、子どもどうしの交流の機会を増やしていくと同時に、教師どうしが子どもの交流の計画や効果の検証等を行うために連携を密にするようにしなければならぬと考えます。

なお、こうした連携を進めるに当たって、私立幼稚園等の積極的な参加が不可欠です。その際には、指導と支援についても検討される必要性があります。

(2) 幼稚園・保育所と小学校の連携

門真市における幼稚園・保育所と小学校の連携の状況は、行事を中心とした子ども達どうしの交流にとどまっているという傾向が見られます。就学前の教育と小学校教育との円滑な接続のため、幼児と児童の交流の機会を設けたり、教師どうしの意見交換や合同研究の機会を設けたりして、連携を図ることが重要です。

また、連携のあり方について研究するモデル校園を作り、その取組を全市的に発信していくことが、連携の充実を図るうえで有効であると考えます。

(3) 地域・家庭との連携

幼稚園・保育所では、地域の自然、人材、行事や公共施設などの地域の資源を積極的に活用しながら、幼児が豊かな生活体験を得られるように工夫することが大切です。そのためには、幼稚園・保育所が地域と子ども達の橋渡しをするコーディネーターとしての役割を果たす必要があるという意識を持たなければなりません。

なお、地域との連携を考える時に、門真市においても少子化が進み高齢化社会を迎えつつある中、地域の高齢者とかかわりを地域連携の一つの柱として考えていくことが有意義であると考えます。その場合、1つ目は自分の祖父や祖母を招待する、2つ目は地域の高齢者とかかわっていく、3つ目は地域にある高齢者施設と交流するという3つのパターンが考えられます。地域とつながっていく際に民生委員児童委員や保健師等と相談しながら計画を立てていくということも有効であり、今後の手だての一つになっていくと考えられます。

また、家庭との連携に当たっては、保護者との情報交換や保護者と幼児との活動をいっそう充実させることをとおして、保護者の幼児期の教育に関する理解が深まるように配慮しなければなりません。こうした取組の充実を図るために家庭や地域との連携のモデル園を作り、その成果を発信していくことが望まれます。

(4) 教育と福祉の連携

門真市の幼児教育を充実するためには、幼稚園と保育所の緊密な連携は欠かせません。しかし、行政の組織は、幼稚園は教育、保育所は福祉というように管轄が分かれています。今後の門真市における幼児教育や子育て支援等を考えていく場合、幼保連携の基盤となるべく、教育と福祉の間でコーディネートできるような組織が必要となると考えます。また、そこでは、在宅児の情報収集や子育て相談等を民生委員児童委員等と連携しながら行うことも求められます。

2. 新しい教育内容の創造

(1) 人とかかわりを大切にした教育内容

他の人々と親しみ、支え合って生活していくために、子ども達の中に自立心を育て、人とかかわる力を培うことが大切です。特に人間関係の基礎をつくる幼児期においては、いろいろな友達とかかわることは貴重な体験となります。

しかし、門真市における公立幼稚園においては、園児数が減少しており、多くの友達と触れ合って活動することが難しくなっています。したがって、一人ひとりを生かした集団を形成するためにも異年齢集団での活動を効果的にカリキュラムに取り入れていくことや、高齢者をはじめ地域の人々等、自分の生活に関係の深いいろいろな人に親しみが持てるような教育活動をさらに充実していくことが求められます。また、その取組内容を発信していくことも大切にしなければなりません。

その基盤として、保育者は子ども達との信頼関係を築き上げ、共に過ごすことの喜びを味わうことのできるような教育内容の創造に努めることが重要です。

(2) 共生の視点を大切にした教育内容

幼児教育のあり方を考える際には、門真市のすべての幼児に対する豊かな教育をどう保障していくかということを考えていかなければなりません。とりわけ、障がいのある子ども達への支援体制を構築して、支援教育を責任を持って展開していく

ことや外国にルーツを持つ子ども達との多文化共生教育を充実させて、人権教育をいっそう推進していくことが、すべての子どもを大切にする教育内容の創造につながります。そして、このことは、公立幼稚園だけでなくすべての幼稚園や保育所が担っていく課題であると考えます。

(3) 幼稚園・保育所共通のカリキュラムの編成

幼稚園教育要領と保育所保育指針の改訂の柱は、家庭、地域、幼稚園・保育所の三者による総合的な幼児教育の推進と、生活の連続性や発達や学びの連続性の確保の2点です。

これからの幼稚園・保育所の業務は従来の役割に加えて、子育て支援や地域との連携・交流、保幼小中の連携等、多岐に渡るようになってきています。このような状況の中、幼稚園・保育所も自分達が主体的に業務を展開していくという姿勢が求められます。その際には、幼稚園関係者、保育所関係者が共通の課題を持ちながら検討していく場を設けて、ていねいに「共通のカリキュラム」を目指していかなければならないと考えます。そのことが、門真市の子ども達が公立・私立、幼稚園・保育所にかかわらず、基本的に同じスタイルの子育てを受けて義務教育の場である小学校に上がっていくことにつながります。

(4) 公立幼稚園における時間外教育

現在、門真市の公立幼稚園では、教育課程に係る教育の終了後等に行う教育活動（時間外教育）は行っていません。しかし、時間外教育を希望する保護者は多く、時間外教育を実施する必要性はあると考えられます。

ただし、保育所の待機児童がほとんどいない門真市では、公立幼稚園が預かり保育という形で、保育所の代替機能を果たす必要はないと考えられます。あくまで、教育の時間として設定し、教育活動の計画を作成するようにすることが必要です。その際には、子どもの負担にならないように配慮すること、地域の様々な資源を活用しつつ多様な体験ができるようにすること、家庭との緊密な連携を図るようになることが要件となってきます。

さらに、指導体制を整備したうえで、幼稚園教師の責任と指導のもとに実施されなければなりません。その際には、教育課程に基づく活動を考慮し、かつ、教育課程に基づく活動を担当する教師と緊密な連携を図ることは必要不可欠です。

また、時間外教育を実施することによって、保護者が地域における文化的な活動等に参加する時間が確保できることなど、大きな意味での子育て支援にもつながると考えられます。

なお、実施日数や時間、料金については弾力的な運用に配慮することが重要です。

3. 豊かな教育環境の保障

(1) 人的・自然的環境を大切にした教育環境づくり

自然環境を重視した教育をとおして、子ども達は身近な環境に親しみ、自然と触れ合いながら様々な事象に興味や関心を持って、それを生活に取り入れようとする態度を培っていきます。そのために、幼稚園においては、自然環境を充実させるとともに、季節に応じた植物の栽培や身近な動物の飼育など自然を対象とした体験活動の充実を図る必要があります。自然体験活動においては、友達や保護者、教師とともに栽培活動や収穫にかかわり、作物を全員で食べることができるよう取組を工夫すること、地域の農家の協力を得るなどしながら、田畑での自然体験活動等の取組を工夫することも有効です。

このように、地域の自然、人材、公共施設等、地域の資源を積極的に活用し、人的・自然的環境の充実を図り、子ども達が豊かな生活体験を得られるように努めなければなりません。

(2) 子育て支援の充実

子育て支援については、就園児と未就園児の家庭・保護者への支援に分けて考えていく必要があります。

当検討委員会で、公立幼稚園4園の子育て支援についての報告がありましたが、それぞれの園で積極的に行っているものの、その取組内容や実施日数については、整合性を持つようにしていかなければならないという指摘がありました。今後、公立幼稚園を再構築していくに当たっては、子育て支援の整合性を保つことも視野に入れておかなければなりません。また、公立のみならず、私立幼稚園とも連携しながら、その内容の整合性を保つように努めることが望まれます。

次に、未就園児の家庭・保護者への子育て支援については、たとえば3歳児の幼稚園体験や保護者に対する子育て相談、情報の提供等を実施することが大切です。また、親の子育て力の向上に資するために、親子で一緒に遊ぶ場所を提供したり、子育てのための相談や情報発信等を行ったりすることができる常設の子育て支援ルームの設置等を考えていくことが重要です。こうした子育て支援を公立幼稚園が率先して進めていくことが求められます。

(3) 公立幼稚園の再構築

当検討委員会では、子どもの豊かな教育環境を創造していくという視点をもとに公立幼稚園を再構築していくというテーマでの審議も重ねてきました。

公立幼稚園の再構築に当たっては、門真市の中央部を横断している国道163号をはさんで、門真市の生活圏が南北に分かれていることや、北側と南側に居住している5歳以下の幼児数がほぼ同じであることに鑑みて、南北に1園ずつ幼児教育センター的な役割を果たすことのできる拠点幼稚園を設置することを提言します。その際には、南部は南幼稚園、北部については中央部に位置する大和田幼稚園を候補

にすることが適当であると考えます。

具体的な方策としては、南幼稚園は、時間外教育を実施するとともに常設の子育て支援ルームを設置して、地域の幼児教育センターとしての機能を果たせる幼稚園にすること、大和田幼稚園においては、幼小連携の取組を進めたり、時間外教育や積極的な園庭開放による3歳児の幼稚園体験等を実施したりするなどして、地域の幼児教育センターとしての機能を果たせる幼稚園にすることが望ましいと考えます。また、このことにより園児数の増加も期待でき、いろいろな仲間と触れ合うことのできる環境づくりが進むと考えられます。

公立幼稚園が、幼児教育のモデル園として、地域の幼児教育センターとして、率先してこのような機能を果たしていくことは、門真市の幼児教育全体の振興に資することにもなると考えられます。

ただし、公立幼稚園の再構築に当たっては、豊かな教育環境の保障という観点に加えて公立幼稚園の健全な経営といったもう一つの観点も見逃してはならず、両者のバランスを保ちながら考えていくことが非常に重要となります。門真市の厳しい財政状況のもとでの再構築に係る財政措置及びいっそう充実した教育がなされるための人的措置という観点から見ると、現在の4園を維持運営していくことは非常に困難です。したがって、今後は南北に1園ずつ、計2園で運営していくことが適当であると考えます。

ただし、その際には、2園の教育内容や子育て支援の内容の整合性に留意することや通園距離に係る課題についても併せて検討することの必要性を指摘しておきます。

V. 終わりに

門真市幼児教育振興検討委員会は、平成19年8月30日から平成21年1月15日まで『門真市における幼児教育のあり方』について計13回にわたり、慎重に審議を行ってきました。

これまでの審議の中で、国の動向等も踏まえながら、門真市における今後の幼児教育にかかわって様々な観点からの貴重な提言がなされ、本答申に到りました。

門真市は、本答申を踏まえ今後の幼児教育をいっそう充実させ、未来を担う子ども達の健やかな成長に資するような施策を推進されることを期待します。

委員名簿

区分	氏名	所属		規則
学識経験者	はやかわ かつひろ 早川 勝廣	大阪教育大学	教授	第1号関係
学識経験者	ほりい ふたみ 堀井 二実	園田学園女子大学短期大学部	准教授	第1号関係
学識経験者	いのうえ みちこ 井上 美智子	大阪大谷大学	准教授	第1号関係
幼児教育関係者	ひがしぐち ただし 東口 正	ふじ幼稚園	理事長	第2号関係
幼児教育関係者	あだち きみお 足立 喜美夫	大阪ひがし幼稚園	理事長	第2号関係
幼児教育関係者	ほりい みちこ 堀井 みち子	門真市立南幼稚園	園長	第2号関係
幼児教育関係者	ますだ ようこ 増田 洋子	門真市立北巣本幼稚園	園長	第2号関係
幼児教育関係者	おおにし ひろゆき 大西 宏幸	古川園	副園長	第2号関係
幼児教育関係者	たなか しょうこ 田中 祥子	門真市立泉町保育園	園長	第2号関係
市民代表 (平成19年度)	ますだ あけみ 増田 暁美	平成19年度門真市PTA 協議会母親代表委員会	委員長	第3号関係
市民代表 (平成20年度)	まつなが のりこ 松永 詔子	平成20年度門真市PTA 協議会母親代表委員会	委員長	第3号関係
市民代表	こばやし みすず 小林 美鈴	市民公募		第3号関係
市民代表	すずき ゆみ 鈴木 有美	市民公募		第3号関係

(敬称略)

改正 平成 9 年 12 月 26 日門真市教委規則第 11 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、附属機関に関する条例（昭和 33 年条例第 6 号）第 3 条の規定に基づき、門真市幼児教育振興検討委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、門真市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、本市の幼児教育の基本的諸問題について調査し、検討する。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 15 名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者の中から教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 幼児教育関係者
- (3) 市民代表

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係人の出席)

第 7 条 教育委員会は、委員会の要請に基づき、関係人に意見を聞くため、会議に出席を求めることができる。

(報告)

第8条 委員長は、委員会の検討及び調査の結果については、教育委員会に報告しなければならない。

(秘守義務)

第9条 委員及び第7条の規定により委員会に出席した関係人は、委員会の会議において知り得た事項を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、学校教育部学校教育課において行う。

(細目)

第11条 この規則に定めるもののほか委員会の組織及び運営については、委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 施行の日以後第3条第2項の規定により最初に委嘱された委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、同条中「2年」とあるのは「委嘱の日から昭和60年3月31日まで」と読み替えるものとする。

附 則 (平成9年12月26日門真市教委規則第11号)

この規則は、平成10年1月1日から施行する。

資料一覧

資料番号	資料名
1	門真市の過去10年間の人口推移（平成19年度版）
2	過去3年間の門真市に居住する幼児の就園状況（平成19年度版）
3	過去5年間の門真市立幼稚園の在籍幼児数
4	門真市内の幼稚園・保育所の分布図
5	公立4園の子育て支援一覧（実施日数）
6	門真市内の幼稚園に通う障がいのある幼児数
7	門真市幼児教育振興検討委員会（第3回終了時点での中間まとめ）
8	保育所保育指針（素案）
9	「幼保の共通カリキュラム」の考え方
10	中教審答申（抜粋）
11	平成19年度門真市子ども会育成連合会単位子ども会表
12	門真市内の高齢者施設分布図
13	門真市立脇田小学校での地域連携の取組 （わきた校区いきいきフェスティバルちらし）
14	門真市立第四中学校地域教育協議会の取組（地域協広報）
15	平成19年度幼稚園施設等と小学校との連携・交流一覧表
16	平成19年度幼稚園施設等と小学校との連携・交流概要
17	幼稚園教育要領と保育所保育指針の内容一覧
18	保幼小連携の取組の意義と実践
19	幼児教育振興検討委員会中間まとめ
20	第1回から第6回までの審議内容分類一覧
21	過去10年間の門真市の人口推移（平成20年度版）
22	過去3年間の門真市に在住する幼児の就園状況（平成20年度版）
23	平成20年度門真市幼稚園園児在籍数・過去5年間の門真市立幼稚園園児在籍数
24	大阪府内各市町村の公立幼稚園の預かり保育の状況
25	認定こども園に関する資料
26	門真市幼児教育振興検討委員会第10回までのまとめ
27	第1回から第10回までの審議内容分類一覧
28	答申素案